

# 参考資料

## ○策定の経過

- 1 田原市立地適正化計画策定委員会 ……………170
- 2 田原市立地適正化計画策定庁内検討会議 ……………173

# 策定の経過

## 1. 田原市立地適正化計画策定委員会

### 1) 開催の経緯

**第1回（平成30年9月25日） 場所：田原市役所 北庁舎 300会議室**

- (1) 会長の選任について
- (2) 委員自己紹介
- (3) 田原市立地適正化計画について（案）
  - ・立地適正化計画の概要
  - ・都市構造の現状分析と課題の整理
  - ・立地適正化に関する基本的な方針
- (4) 策定スケジュールについて

**第2回（平成30年11月22日） 場所：田原市役所 北庁舎 大会議室**

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
  - ・第1回会議からの修正事項
  - ・居住誘導区域（設定方針・範囲）について
- (2) その他

**第3回（平成31年1月22日） 場所：田原市役所 北庁舎 300会議室**

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
  - ・第1回第2回会議からの修正事項
  - ・都市機能誘導区域（設定方針・範囲）について
  - ・誘導施設について
  - ・公共交通ネットワークについて
- (2) その他

**第4回（平成31年3月8日） 場所：田原市役所 南庁舎 講堂**

- (1) 田原市立地適正化計画（案）について
  - ・これまでの会議からの修正事項
  - ・実現化に向けて
- (2) その他

## 2) 設置要綱

### 田原市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、田原市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、立地適正化計画の策定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民又は各種団体若しくは事業者の代表者若しくはその指名する者

(3) その他市長が必要と認める者

3 市長は、第1項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から立地適正化計画案の策定の日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は必要が生じたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び資料等の扱い)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議並びに会議に関する資料及び議事録（以下「資料等」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、円滑な議事運営等に支障が生じると認められる場合においては、会長又は委員の発議により出席した委員の過半数で決したときは、会議又は資料等を非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、立地適正化計画の策定の日限りでその効力を失う。

(会議の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、会長又は職務代理者が置かれていないときは、市長が会議を招集するものとする。

### 3) 策定委員名簿

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	浅 野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
各種団体	白 井 英 俊	田原市商工会 事務局長補佐
	森 下 近 生	渥美商工会 事務局長
	花 井 良 枝	社会福祉法人田原市社会福祉協議会 総務課障害福祉係長
	杉 浦 拓	田原中部校区コミュニティ協議会 副会長
	川 崎 政 夫	清田・福江校区まちづくり推進協議会 顧問
	彦 坂 辰 夫	赤羽根地区まちづくり推進委員会 委員
交通事業者	清 水 孝 彦	豊鉄バス株式会社 営業企画課長
行政	岡 田 利 幸	田原市都市整備部 部長
オブザーバー	片 山 貴 視	愛知県建設部都市計画課 課長

## 2. 田原市立地適正化計画策定庁内検討会議

### 1) 開催の経緯

第1回（平成29年12月22日）場所：田原市役所 北庁舎 大会議室

- (1) 立地適正化計画について
- (2) 庁内検討会議の目的・今後のスケジュールについて
- (3) 立地適正化計画基礎調査業務について

第2回（平成30年2月20日）場所：田原市役所 北庁舎 302会議室

- (1) 都市が抱える課題について
- (2) 目指すべき都市の骨格構造について
- (3) 誘導施設の検討について

第3回（平成30年3月20日）場所：田原市役所 南庁舎 政策会議室

- (1) 都市構造の課題、目標とする都市構造と誘導施設について
- (2) 誘導区域設定の方針について
- (3) 公共交通に関する方針について

第4回（平成30年12月7日）場所：田原市役所 北庁舎 300会議室

- (1) 計画の策定状況について
- (2) 都市機能誘導区域の設定について
- (3) 誘導施設の設定について
- (4) 誘導施策について

### 2) 庁内検討会議構成員

防災局 防災対策課長	企画部 企画課長	企画部 人口増企画室長
総務部 総務課長	健康福祉部 高齢福祉課長	健康福祉部 地域福祉課長
健康福祉部 子育て支援課長	健康福祉部 健康課長	産業振興部 農政課長
産業振興部 商工観光課長	建設部 建設企画課長	都市整備部 街づくり推進課長
都市整備部 建築課長	水道部 下水道課長	教育部 教育総務課長
教育部 生涯学習課長		

---

## 田原市立地適正化計画（令和2年3月）

発行：田原市都市整備部街づくり推進課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL：0531-23-3535

FAX：0531-22-3811

メール：[machi@city.tahara.aichi.jp](mailto:machi@city.tahara.aichi.jp)

---

